自立支援法の「サービス管理責任者」って、何をする人？

独立行政法人国立病院機構（旧国療）の自分の職種名は、児童福祉法に基づく配置基準の生活指導を任務とする児童指導員であった。

児童福祉施設は措置制であったが、障害者自立支援法施行に伴い、一部特例の措置制は残るも契約制に変わった。
また、旧国療の児童福祉法に準じる筋ジス、重症児病棟では１８才以上の方が多くなったことから、自立支援法の医療サービスを伴う療養介護型に移行する病院も増えて来ているが、療養型には指導員の配置基準根拠はない。

そこで、後輩の指導員たちはどうしているかが気になり聞いてみると、自立支援法では各施設・事業所にサービス管理責任者の配置義務があるので、指導員がその業務を担ってきているとのこと。

サービス管理責任者の業務とは何か？をちょっと調べてみた。
その任は、個々利用者の提供サービス内容の目標策定、評価等、サービス提供プロセス全体の管理に従事するということのようで、実務経験年数の規定はあるものの、数日間の講習を受講すれば認定されるよう。
確かに、事業所としての整備義務のある、それらの管理責任者としての業務の書類作成・整備等で手一杯だろうなあと推測する。

だが、振り返ってみるに、自分は所属部署のスタッフに、個々のケースの毎年度の指導（援助）目標と年度末に実施経過票を作成しカルテに挿入することを義務つけていた。
また、自分も４０人の入所児・者に１人の配置だっただけに、指導員は、単に直接的な生活指導のみならず、その観点からの入所児・者に携わる種々の職種・職員の「コーディネーター」としての役割があるのでないかと、約３０年前に、重症心身障害ハンドブック・分担執筆の「療育－日常生活指導について－（「雑学ＢＮ」、レポート関係（Ｉ）、1976.09.01：参照）」の中で提示したことがある。

サービス管理責任者も、サービス提供プロセス全体の管理に当たることから、具体的なサービス提供のために他職種のコーディネートの任務は、当然生じるはず。
何のことはない、呼称が変われど、指導員とサービス管理責任者の本質的任務、業務は同じとの印象を受けた。

利用者は、事業所としての書類整備云々でなく、自分たちの生活に寄り添ってくれ、共に悩み、共に歩んでくれる人を最も望んでいるのだから、利用者の生活支援の視点から、大いに悩むサービス管理責任者であって欲しい。

阿部幸泰　　（2008 年 5 月 17 日　記）